

安全と環境を考えるニシオの広報誌

1993
No.3

安全くん



今月のテーマ

高所作業車 特別教育

それ行け!!

画 中村よしのぶ

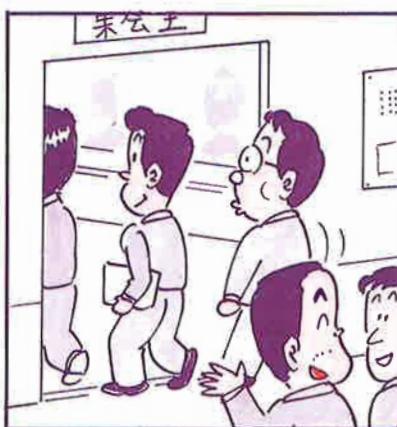
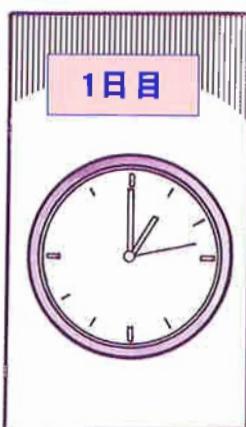
安全くん

連載 その3

安全くん高所作業車に乗るの巻



それ行け!! 安全くん



ガンさんのワシントレッスン

高所作業車の運転の業務に係る特別教育

科 目	範 囲	時 間
高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	高所作業車の種類及び用途使用例 作業装置及び作業に関する付属装置の構造及び取扱いの方法	3 時 間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	1 時 間
高所作業車の運転に必要な一般的な事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	1 時 間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時 間
高所作業車の作業のための装置操作	基本操作定められた方法による 作業床の昇降等	3 時 間

安全衛生特別教育規程より

特別教育のお手伝いを致します。

ニシオでは高所作業車の特別教育を実施したい事業主様のお手伝いを致しております。
使用する機材はもちろん使用テキスト、担当講師もご用意しておりますのでぜひご利用ください。(有料)

西尾レンタオール株式会社



それ行け!! 安全くん



ここが重要!! 用語解説コーナー

●高所作業車の定義

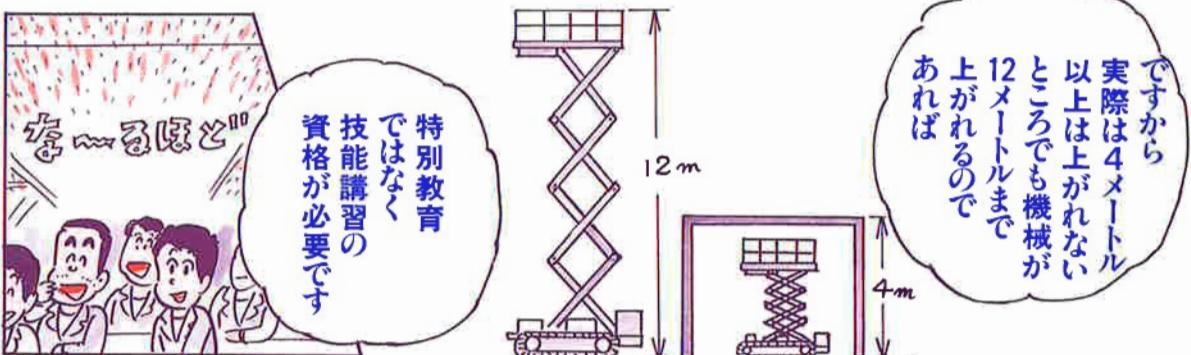
「高所作業車」とは、高所における工事、点検、補修等の作業に使用される機械であって作業床(各種の作業を行うために設けられた人が乗ることを予定した「床」をいう。)及び昇降装置その他の装置により構成され、当該作業床が昇降装置その他の装置により上昇、下降等をする設備を有する機械のうち、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走ができるものをいいます。

●高所作業車の構造、資格等の規則

- 構造、資格等の規制)
 - 技能講習(作業床の高さが10m以上)
 - 特別教育(同上2m以上10m未満)
 - 構造規格の基準 ●特定自主検査の実施など
- 以上のように、法、規則が改正され、平成2年10月1日に施行されています。

●高所作業車の区分





**ここが重要!!
用語解説コーナー**

高所作業車使用上の主な注意点

1. 作業時は必ずヘルメット、安全帯を着用すること
(安衛則194条の18)
2. 積載荷重及び定員を必ず厳守すること(安衛則194条の12)
3. 作業前点検を必ず実施すること(安衛則194条の23)
4. 作業者は無理な姿勢で作業を行わないこと
5. 用途以外の使用を禁止すること(安衛則194条の13)
6. 作業範囲内に人を立ち入らせてはならないこと
(安衛則530条)
7. 安全装置をはずしたり、機械の能力以上の作業をしないこと
8. 機械に異常を認めたときは直ちに責任者に報告すること
(安衛則194条の24)
9. 操作は正しい位置で行い急発進急旋回等乱暴な操作をしないこと
10. アウトリガを有する機械は必ず正しく設置すること
(安衛則194条の7)
11. 上下で共同作業をする時は連絡や合図を徹底すること
(安衛則194条の8)
12. 乗り降りは指定されたタラップを使用すること
(安衛則526条の2)
13. エンジンをかけたまま運転席を離れないこと
(安衛則194条の9)
運転位置から離れるときは作業床を最低降下位置に戻しておくこと
14. 移動及び路肩等危険な場所に接近する場合は、誘導者をおくこと(安衛則194条の16,17)
15. 作業床の中で脚立を使ったり、外へ出たりしないこと
16. ものを落下させないこと
17. その他つねに安全に心掛け作業すること

それ行け!! 安全くん

1日目終了



2日目

本日は午前中は高所作業車の運転に必要な一般的な事項に関する知識と関係法令の講義

午後からは装置操作の実習になります

商品紹介 RV-041

広い作業台(全幅0.87m×全長1.59m)で、大型設備の取り付けや天井の高い吹き抜け部などの作業に最適。

- ・作業床高さ4.0mの全伸長状態での移動作業を実現。
- ・静かでクリーンなハッテリー式油圧駆動。
- ・最大積載荷重200kgf

(資格:特別教育)



ここが重要!!
用語解説コーナー

高所作業車の日常点検と定期検査

日常の点検項目			
原動機	ラジエータ	作業床	作業床(手すり)
	パッテリ		作業床平衡装置
	燃料タンク		作業床首振り装置
	オイル/パン		つり上げ装置
	作動油タンク		操作レバー、操作スイッチ
下部走行体	タイヤ	操作装置	フートペダル
	履帯(クローラ)		誤操作防止安全力バー
	走行台		計器類
旋回体	かじ取り装置	安全装置	警報装置
	旋回減速機		前照灯、尾灯、方向指示器
ブーム装置	ブーム、アーム		非常用ポンプ
	ブーム起状・伸縮シリンド		走行ブレーキ
	昇降装置(垂直昇降型)		アウトリガ

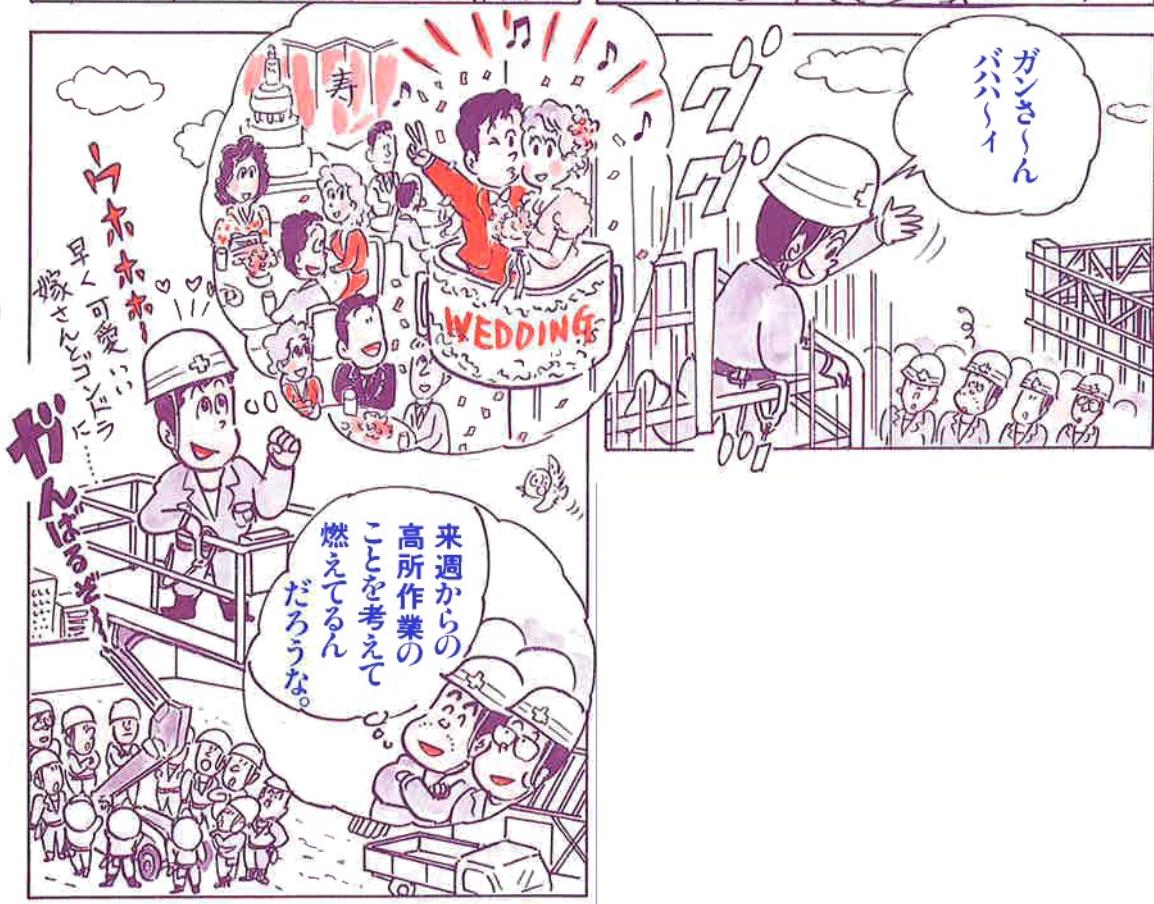
定期検査
1ヶ月以内ごとに一回(月例点検)
1. 制動装置、クラッチ及び操作装置の異常の有無
2. 作業装置及び油圧装置の異常の有無
3. 安全装置の異常の有無

月例点検に関してのお願い

・安衛則第194条の20にて「事業者は高所作業車について1ヶ月以内ごとに1回定期検査を行わなければならない」ことになっています。

・従いまして1ヶ月を超えてご使用いただいているお客様(事業者)のご依頼に基づき、弊社が検査を代行する場合は所定の料金を申し受けます。

西尾レントオール株式会社



それ行け!! 安全くん

